

8 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第22号を発行させていただきます。

毎日暑い日が続いておりますが、体調を崩されてはおりませんでしょうか。あと1週間ぐらいでお盆休みという方が多いでしょうから、のんびりされてリフレッシュして残りの暑い時期を乗り越えましょう。

今月は、以前に熊野古道を散策してきた際に撮影した写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**法人の交際費等の損金不算入制度の改正について その2、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**食品添加物について その3** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、熊野古道 大雲取越ルートです)

2 法人の交際費等の損金不算入制度の改正について その2

今月は、先月に引き続きましてH26年4月1日以後に開始する事業年度から適用することになっております**法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定の改正**について国税庁の

ホームページに掲載されております「接待飲食費に関するFAQ」を参考にしてご説明させていただきます。

○帳簿書類への記載事項①

接待飲食費については、所定の事項を帳簿書類に記載することとされていますが、具体的にはどのような事項を記載することとなりますか。

法人税法上で整理・保存が義務付けられている**帳簿書類(総勘定元帳や飲食店などから受け取った領収書、請求書などが該当します。)**に、飲食費であることを明らかにするために次の事項を記載する必要があります。

<記載事項>

- イ 飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。)のあった年月日
- ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

*総勘定元帳に上記のすべての事項を記載するだけのスペースはありませんので、総勘定元帳の摘要欄に

日付	金額	摘要
H26.8.6	58,000	居酒屋〇〇、得意先 A 社□□部長他 2名

程度を記載し、残りの記載事項は、領収書の裏面に記載しておくことをお勧めします。

○帳簿書類への記載事項②

帳簿書類への記載事項については、注意すべき点はありますか。

帳簿書類への記載事項として「**飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他の事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係**」があります。

これは、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を「**〇〇会社・□□部、△△◇◇(氏名)、卸売先**」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「**〇〇会社・□□部、△△◇◇(氏名) 部長他 10 名、卸売先**」という記載であっても差し支えありません。

***上記の補足に書かせていただいた内容を詳しく説明していると思っただけであれば結構です。**

○中小法人の選択適用

中小法人については、**接待飲食費の額の 50%相当額の損金算入と交際費等の額のうち年 800 万円 (定額控除限度額) までの損金算入を選択適用できると聞きましたが、具体的にはどのように手続きをすればよいですか。**

中小法人については、**接待飲食費の額の 50%相当額の損金算入と、定額控除限度額までの損金算入のいずれかを、事業年度ごとに選択できることとされています。**

具体的には、申告書等に添付する別表 15 (交際費等の損金算入に関する明細書) において、いずれかの方法により損金算入額を計算し、申告等の手続きを行うことになります。

***法人申告書の別表 15 にてどちらの方法を選択したのかを記載することになりますが、接待飲食費が1年間の決算期で 1600 万円以下ですと定額控除限度額 800 万円の損金算入を選択した方が有利になりますので、大部分の中小法人は、定額控除限度額 800 万円の損金算入を選択することになります。**

先月と今月の2回にわたって法人の交際費等の損金算入制度の改正についてご説明させていただきました。次回からは別の内容を取り上げさせていただきます。



(写真は、熊野古道 大雲取越ルートからの眺めです)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

消費税増税関連

日経新聞に「**10%判断 12月上旬にも 消費税、官房長官が見解**」、との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・H27年10月に消費税率を8%から10%に引き上げるかどうかを12月ごろに判断すると官房長官が明言した。
- ・7～9月期の国内総生産(GDP)の統計発表を踏まえて判断するとの見通しを示した。

***やっと消費税率8%に慣れてき始めたところなのに、もう消費税率10%の記事が出てきています。これからこの内容につきまちは、様々な情報が出てくると思いますので、また取り上げさせていただきます。**

事業承継関連

日経新聞に「**中小企業後継ぎ 親族以外が4割 経産省、制度づくり急ぐ**」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・中小・零細企業の後継者難が深まってきた。
- ・経産省がまとめた報告書によると、親族に後継者がみつからず、第三者が引き継ぐ場合が全体の4割に達する。
- ・今の法制度は親族が引き継ぐのが前提で、現実に追いついていない。**経産省は法務省とも連携し、だれでも事業承継しやすい制度づくりに着手する。**

と書かれておりました。

***従業員が引き継いだり、M&A(合併・買収)により第三者が後継者になる割合がどんどん増えていくことになるのでしょう。**

社会保険関連

日経新聞に「**厚生年金、加入逃れ阻止 政府 納税情報で特**

定 中小など 80 万社指導へ」、との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- 全ての企業は加入する義務があるが、重い保険料負担を避けるために、加入を逃れている企業も少なくない。
- **加入逃れをしている企業を特定するため、所得税を源泉徴収している事業所に関する国税庁のデータを使う。**
- 納税情報を基にすれば、実際に従業員を抱え、保険料を支払えるのに加入を逃れている企業を効率的に調べられる。
- データ照合作業が終わり次第、年金機構は来年度にも、加入逃れが疑われる事業所に文書や電話で厚生年金への加入を求める。応じなければ訪問指導などを実施。最終的には立ち入り検査で事業の実態や従業員数などを把握し、強制的に年金への加入手続きをとる。来年度から数年で全事業所が厚生年金に加入することを目指す。

と書かれておりました。

*法律で加入義務があるので逃れることは出来ませんが、業績の悪い企業にとって、保険料の半額負担の影響は大きなものとなるでしょう。

NISA (少額投資非課税制度) 関連

日経新聞に「非課税枠 240 万円検討 財務相 NISA 拡充に意欲」、「子ども NISA 創設 16 年にも 親世代の投資促す」「NISA 半年 投資 100 万人超」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- **子ども版 NISA を 2016 年にも創設**
- **大人版の非課税枠を年 200 万~300 万円に引き上げ**
- **非課税期間の段階的延長**
- **生前贈与はもらう人 1 人当たり年間 110 万円 (基礎控除) を超えると税金がかかる。子ども NISA もこの制約を受けるので、NISA 以外に贈与があつて年間 110 万円を超える場合は贈与税がかかる見通し。**

*利用者の 6 割超が 60 歳以上で偏りがあるため、もっと広い世代に利用しやすい制度にしようという動きなのでしょう。

起業関連

日経新聞に「起業準備中も失業手当 月内にも運用見直し 収入なしの不安解消」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- いまは起業準備段階の人は「自営業者」とみまして失業手当を支払う対象としないことが多いが、今後は原則として払う

ように運用を改める。

- **最長 1 年間、前職の賃金の 5~8 割の失業手当を給付する。**
- **サラリーマンが起業のために会社を辞めても、急に現金収入が途絶えないようにして、起業を後押しする。**
- **単に起業を準備しているだけではなく、並行して求職活動もすることが給付の条件となる。**

*起業することに踏み切れない理由の 1 つが会社を辞めてからしばらくの間の生活費をどう賄うかということです。この不安が改善されるのならこれから起業される方にとっては、いい制度の見直しということになります。



(写真は、熊野古道 大雲取越ルートにある円座石 (わろうだい) です)

4 食品添加物について その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月の続きとしまして「食品添加物」について書かせていただきます。

食品添加物のみで作られる食品

食品業者が、材料費や人件費を抑えるために本来必要な物とは別の材料と添加物で組み立てて作った食品の一例を挙げておきます。

コーヒーフレッシュ	本来の原料である牛乳の生クリームは一切使われていない
清涼飲料水	水と食品添加物だけで製造可能
だしの素	食品添加物だけで製造可能 鰹・醤油・味噌・豚骨風味も自由自在
醤油・みりん風調味料	餅米や米麴など本来の原料を使わずに製造可能

食品を購入される際には、食品表示を見て食品添加物ができるだけ少ない食品を購入されるように気をつけてください。

食品添加物によって失われるもの

家庭の味

かつての「お袋の味」だった家庭の味は、食品添加物によって「袋の味」になってしまっている（参考文献より）。

食品添加物入りの調味料を使って料理した場合、下手をするとインスタント食品よりも食品添加物を多量に摂ってしまう可能性がある。

子どもたちの味覚

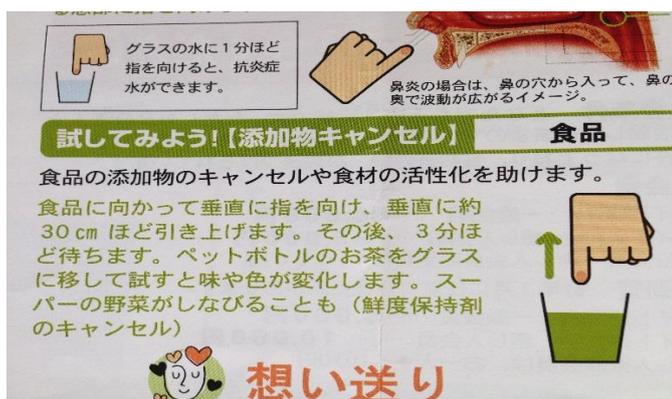
食品添加物入りの食品に馴染んでしまうとこの味が「美味しい」と頭に刷り込まれてしまい、正常な味覚が身につかなくなるようです。

健康

食品添加物入りの食品を食べ、体内に蓄積されていきますと素材の味や薄味の物を楽しめなくなるだけでなく、生活習慣病にかかるリスクが高くなります。

食品添加物を摂っていた本人よりも子供や孫にリスクがかかります。家族で同じものを食べるので、小さい時から食品添加物入りの食品を摂ってしまうということもありますが、お母さんのお腹に胎児としていた時からへその緒を通じて栄養以外にお母さんの体内に蓄積している合成化学物質も一緒に送られてしまっています。お母さんが妊娠に気づく頃には、人間にとって重要な脳や内臓、手足などの各器官はすでに出来上がっているのです。妊娠に気づいてから食生活に気を使っても遅いとのこと。なので、常日頃から食品添加物入りの食品を食べるのを少なくしてください。

紙面の都合で詳細な説明は来月号にてさせていただきますが、4月に配信いたしました「世古税理士事務所便り 第18号」に「花粉症への対処法のご紹介」で取り上げました「FIT（フィット）」の右手の小指を使う方法を食品添加物入りの食品を食べる前に料理に右手の小指を1分程かざしていただき、その後2～3分待ってから食事をしていただくと食品添加物の影響を弱めることができます。簡単な方法ですので、ぜひお試しください。その方法の説明箇所が下の写真です。



ガラスの水に1分ほど指を向けると、抗炎症水ができます。

鼻炎の場合は、鼻の穴から入って、鼻の奥で波動が広がるイメージ。

試してみよう!【添加物キャンセル】 **食品**

食品の添加物のキャンセルや食材の活性化を助けます。

食品に向かって垂直に指を向け、垂直に約30cmほど引き上げます。その後、3分ほど待ちます。ペットボトルのお茶をグラスに移して試すと味や色が変わります。スーパーの野菜がしなびることも（鮮度保持剤のキャンセル）

想い送り

今月は紙面の都合でここまでとさせていただきます。続きは来月号にてご紹介させていただくことにいたします。

【参考文献】

- ・渡辺雄二著 「危ない食品添加物ハンドブック」主婦と生活社
- ・真弓定夫監修 「子ども法廷シリーズ① 食品添加物の光と影」美健ガイド社
- ・山城眞著 「『サラバ環境ホルモン』改訂版 私の声が聞こえますか 「このままでは、日本は破滅の道です」」宮日文化情報センター
- ・NPO 法人 イネイト健康法実践研究会が発行している「フィット」に関するパンフレット

5 編集後記

今年のお盆休みは諸事情もあり例年より長めにさせていただきます。和歌山の田辺の実家に帰省させていただきます。帰省中に大阪の知人が、お盆休みを利用して田辺に来られるということなので、田辺のご案内と熊野古道の中辺路ルートの一部と一緒に徒歩で散策する予定にしております。

熊野古道の話題を取り上げましたので、少しご紹介いたしますと、熊野古道には、大辺路ルート、中辺路ルート、小辺路ルート、伊勢路ルートなどいくつものルートがございます。その中でも中辺路ルートが一番の人気です。中辺路ルートは全工程が約45kmありますので、何度かに分けて散策されている方が多いみたいです。歩いての散策が苦手な方には、車道の近いところを歩ける箇所もございますので、そこを散策されてみるのもいいのではと思います。

自然の中でいい気分転換ができると思いますので、お時間を作って熊野古道散策をしてみてください。



写真は、中辺路ルートで有名な牛馬童子像です。
今月も最後までお読みいただきありがとうございました。